



※本記事の無断転載を固く禁じます。
※本紙に関するご意見・ご要望などを
お待ちしております。

働き方改革の推進に向け発注者の責務の一つとして定められているのが、**施工時期の平準化**です。国土交通省では「さしすせそ」と言われる平準化に向けた取り組みの状況を都道府県・市区町村ごとに公表し、今年度は、遅れのみられる人口10万人未満の市区に働き掛けの重点を置いています。施工時期の平準化に向けた取り組みの内容や状況を、国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 入札制度企画指導室 課長補佐の青木 建吾氏にお聞きしました。



施工時期の平準化に向けた取り組みのすそ野を これまで以上に広げていきます。

繁忙期には休日確保できず処遇に問題

建設業の担い手の中長期的な育成・確保のため、国土交通省では目下、働き方改革を推進し長時間労働の是正を図っています。施工時期の平準化は、その具体措施の一つです。公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)では、発注者の責務と定めています。

必要性は言うまでもありません。予算が年度単位であるため、公共工事は年度当初は閑散期、年度後半は繁忙期というようになりがちです。繁忙期には、受注者の建設会社は技能労働者の休日を確保しづらくなり、処遇面で問題が生じます。繁忙差が著しいと、人材や機材の効率的な活用に支障を来し、経営を安定させられない、という問題も生じます。

そこで必要になるのが、**施工時期の平準化**です。それによってまず、受注者側の処遇改善や経営安定化につながります。働き方が変わり、中長期的には担い手の確保にもつながる、と考えられます。発注者側も、入札不調や不落に見舞われず、安定的な施工を期待できます。また担当職員の事務負担を軽減することにもつながります。

特に効果が見込める債務負担行為と速やかな繰越手続

具体的な取り組みは、「さしすせそ」と総称しています。「さ」は「債務負担行為の活用」、「し」は「柔軟な工期の設定」、「す」は「速やかな繰越手続」、「せ」は「積算の前倒し」、「そ」は「早期執行のための目標設定」です。このうち特に効果を見込みやすいのは、「さ」と「す」、つまり債務負担行為と速やかな繰越手続です。

債務負担行為とは、予算上、後年度の支出を予定しておくものです。発注者側がこの制度を活用すれば、複数年度にまたがる請負契約を結べるようになるため、通常は閑散期になる次年度当初の時期も、引き続き施工が可能になります。また繰越手続とは、年度内に支出し切れなかった予算を次年度に繰り越して使うことに道を開くものです。発注者側が速やかに繰越手続に入れば、受注者は完成予定を早期に見直し、人材や機材のやり繰りに余裕を持たせられます。どちらの仕組みも、複数の年度にまたがる予算の執行を可能にすることで、施工時期の平準化につながるものです。

都道府県・市区町村の平準化率を公表

国土交通省では2020年度以降、施工時期の平準化に向けた取り組みを各都道府県・市区町村に自主的に進めてもらおうと、その状況を見える化し公表する一方で、平準化が進んでいない人口10万人以上の市136団体や地域の元請け建設業団体22協会・元請け建設会社約180社などに個別ヒアリングを行い、個別の課題や要望を把握してきました。

2021年5月には、全国の都道府県・市区町村について2019年度実績に基づく「平準化率」を公表しています(図)。この

数値は、年度の工事平均稼働件数に占める4~6月期の工事平均稼働件数の割合です。1.0に近いほど、施工時期の平準化は進んでいると言えます。都道府県の平均は0.77、市区町村の平均は0.55です。

各都道府県・市区町村の取り組み状況から言えることは、先ほども挙げた債務負担行為や速やかな繰越手続への取り組みが都道府県や人口10万人以上の市区を中心に進んでいるということです。債務負担行為について言えば、すでに活用している団体では発注案件全体の中での活用割合が増える傾向もみられます。今後は、平準化の効果を特に見込みやすい債務負担行為について、発注案件全体の中での活用割合をさらに増やす一方で、人口10万人未満の市区町村での活用も促進していく必要があります。

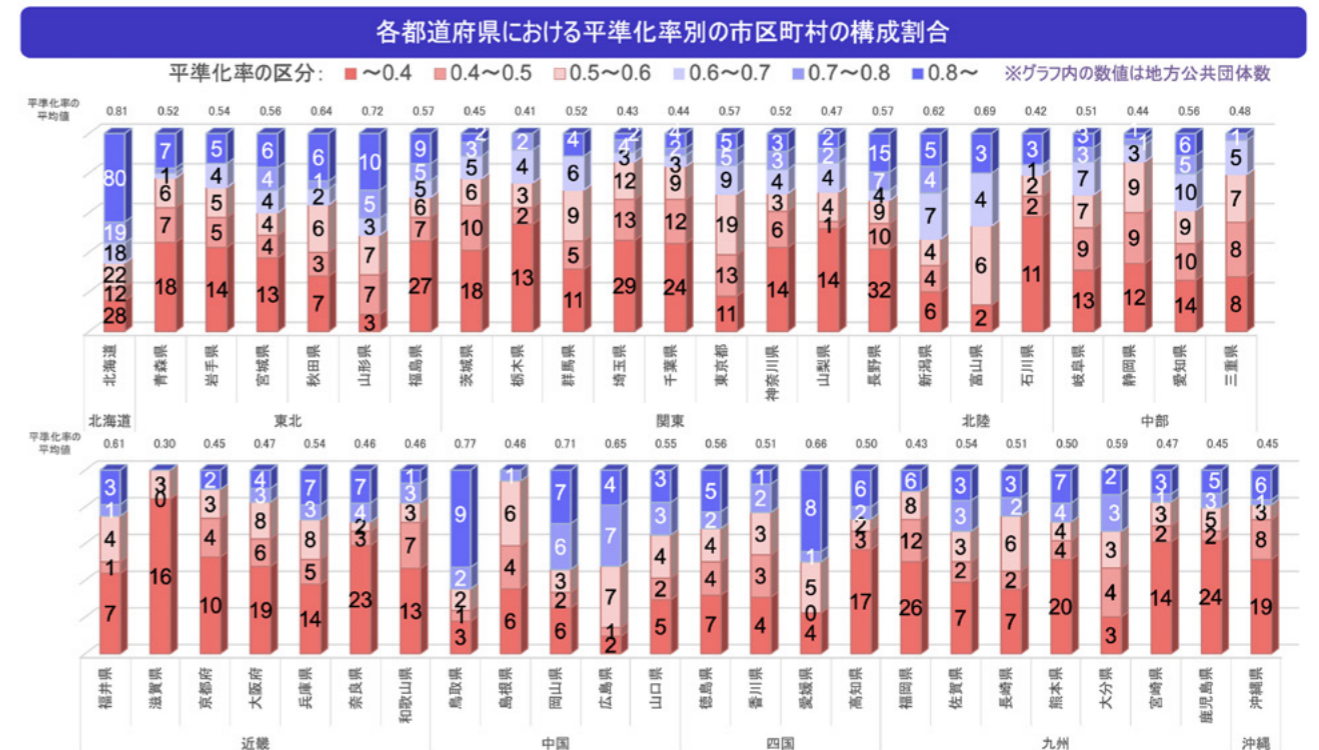
「国土づくり」の視点で関係者の理解を

施工時期の平準化に向けた取り組みをさらに進めていくうえで欠かせないのは、農林や教育など土木部局以外の部局で発注する工事にまで対象を広げていくことです。そのため、関係省庁と連携し都道府県・市区町村の関係部局に働きかけたほか、都道府県・市区町村内の部局間で連携し取り組みの進展を図るよう総務省と連名で通知しています。

もう一つ必要なのは、議会との連携です。債務負担行為にしても繰越手続にしても、議会における手続を必要とするものだけに、これは欠かせないことです。2021年11月には、当課の課長が全国市議会議長会建設運輸委員会で「地域の安全・安心を支える建設産業の持続的な発展に向けて」と題する講演を行い、平準化に向けた取り組みの重要性についてご理解いただくよう働きかけたところです。

何より重要なのは、「国土づくり」という大きな視点を関係各方面と共有することです。建設産業はいま、地域の守り手として重要な役割を担っています。その建設産業が持続可能な環境を整えることは、国土づくりという視点に立てば不可欠です。都道府県・市区町村と連携し、取り組みのすそ野をこれまで以上に広げていきたいと考えています。(談)

図: 平準化率は1.0に近いほど平準化が進んでいるということ。北海道、山形県、新潟県、富山県、鳥取県、岡山県、広島県、愛媛県で、平準化の進んでいる市区町村が多いことが分かる



※平準化率の定義: 4~6月期の工事平均稼働件数/年度の工事平均稼働件数
※市区町村の平準化率は、「2020年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査」を基に算出(2019年度実績。指定都市は発注金額500万円以上の工事、市区町村は発注金額130万円以上の工事)(一部未回答の地方公共団体あり)